受理番号	陳情第６号	件名	学校教材備品の計画的な整備推進についてのお願い
受理年月日	７．１１．４		
陳　情　者			

【要旨】

学校教材備品は、児童生徒の関心・意欲や学習理解を深める上で欠かすことのできないものであり、学習指導要領の目標を実現し、確かな学力を育成するためにも安定的かつ計画的な整備が極めて重要であります。

学習指導要領では、「主体的･対話的で深い学び」の視点から学習過程の改善を図ることが大きなテーマとして掲げられています。これを実現するためには、観察や実験、体験や疑似体験等を通じて、児童生徒が自ら考え、学びを深めることがこれまで以上に重要になるものと存じます。また、１人１台端末の活用が進む中で、教材備品とデジタル教材それぞれの特性を生かし、適切に組み合わせて活用することにより、児童生徒の理解が一層深まるものと考えます。

文部科学省では、義務教育諸学校に必要な教材備品を例示した「教材整備指針」を策定・改訂し、また総務省の協力の下、令和２年度から 10 年間を計画期間とする「義務教育諸学校における教材整備計画」を策定し、年間約 800 億円の地方財政措置が講じられております。さらに本年、保護者等の経済的負担が過重とならないよう配慮する観点から、文部科学省は各自治体に向けて「学校における補助教材及び学用品に係る保護者等の負担軽減について」の通知を発出しました。この通知には、保護者等の負担で購入されていた教材を学校備品として整備する事例が示されるとともに、「教材整備指針」を参考に自治体が必要な教材整備を行えるよう地方財政措置が講じられていることも明記されています。しかしながら、各々の自治体における学校教材備品の整備については、財源が地方交付金のため、整備予算に大きなばらつきや差が生じることを懸念しております。

つきましては、貴自治体におかれまして、管内の学校の整備状況を調査・把握いただき、教材整備計画の策定と実行を一層推進していただきたくお願い申し上げます。その際には、総合教育会議等において首長と教育委員会が十分に協議・調整され、安定的･計画的な整備が図られるよう特段のご配慮をお願い申し上げます。